海技士身体検査基準

検　査　項　目	合　　格　　基　　準	
視力 （五メートルの距離で 万国視力表による。）	海技士（**航海**）の資格	視力（矯正視力を含む。）が **両眼共に0．５以上**であること。
	海技士（**機関**）の資格	視力（矯正視力を含む。）が **両眼で0．４以上**であること。
	海技士（**通信**）又は 海技士（**電子通信**）の資格	視力（矯正視力を含む。）が **両眼共に0．４以上**であること。
色覚	船舶職員として職務に支障をきたすおそれのある色覚の異常がないこと。	
聴力	５メートル以上の距離で話声語を弁別できること。	
疾病及び身体機能の 障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害により船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること。	